



この一冊

Vol. 100



会員 原島 有史 (63期) ●Yuji Harashima

本書は、『ケーススタディ 障がいと人権—障がいのある仲間が法廷を熱くした』の続編である。

2014年1月、我が国は2006年12月に国連総会で採択された障害者権利条約を批准し、同条約は2014年2月19日から国内でも効力を有することになった。

同条約の批准に向けて、我が国では2009年以降、様々な国内法制度の改革が行われてきた。2011年に行われた障害者基本法の抜本的改正をはじめ、長年にわたり課題とされていた障害者虐待防止法の成立、2013年の障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正と続き、今回の障害者権利条約の批准につながったのである。

これまで、障害の理解については、障害者個人の内部的・身体的な機能障害や能力障害に求める傾向にあったといわれている。しかし、障害というのは、個人の資質だけの問題ではない。障害者権利条約は、障害が、機能障害を有する者と社会環境との間の相互作用によって生み出されていることを認め、これらの者が等しく社会に参加できるよう、社会的障壁の除去を目指すよう各国に義務付けている。

「弁護士は、基本的人権を

『障がい者差別よ、さようなら！ —ケーススタディ 障がいと人権2』



障害と人権全国弁護士ネット編
生活書院
3,240円(税込)

擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」(弁護士法第1条第1項)。本書の執筆を担当された先生方は、まさにこの使命を体現するような方々ばかりである。

本書の第Ⅰ部・総論では、第Ⅱ部・各論との関連性も示しながら、障害者の人権擁護に携わる際に必要な基本的知識をととても分かりやすくまとめている。

そして第Ⅱ部・各論では、具体的な事件や裁判例を、「差別」「労働」「教育」「成年後見・選挙権」「虐待」「情報保障」「移動」「地域生活保障」「生活保護」「年金」「刑事事件・罪に問われた障害者への支援」という11の項目に

分けて、それぞれ詳しく説明している。この各論におけるケースの詳細な説明こそが、本書と類書を分ける一番大きなポイントだろう。

本書では、事案の概要や裁判所の判断の要旨だけではなく、訴えを提起する前の当事者間の交渉や、関係機関に対して行った働きかけについても検討が加えられている。例えば、多数の障害者を雇用したにもかかわらず、開店後半年もたたずに倒産してしまった会社の事案では、元従業員らの支援を担当した弁護団の活動内容が分かりやすく解説されている。また、障害のある中学生が学校でいじめを受けたという事案では、民事調停の申立てから裁判の提起に至った経緯や、裁判における和解内容などを、当事者の視点に寄り添って説明している。

本書は、障害者の人権擁護にかかわる弁護士にとって必携の一冊であるのはもちろんのこと、いじめや虐待といった人権問題にかかわる実務家にとっても、多くの示唆を与えてくれるだろう。 